

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 常 陰 均

## 定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第138期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
- 第138期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第138期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件はその内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決されました。なお、期末配当金は普通株式1株につき金1円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。定款変更の内容は次のとおりであります。  
(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他 <u>金融商品取引法</u> により銀行または信託会社が営むことができる業務

変更前定款	変更後定款																										
<p>(5) <u>担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30億株とする。</u></p>	<p>(5) <u>担保付社債信託法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第二種優先株式（以下併せて「第二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第三種優先株式（以下併せて「第三種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第四種優先株式（以下併せて「第四種優先株式」といい、第二種優先株式および第三種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="828 684 1342 1062"> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>3,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> </tbody> </table>	普通株式	3,000,000,000株	第1回第二種優先株式	200,000,000株	第2回第二種優先株式	200,000,000株	第3回第二種優先株式	200,000,000株	第4回第二種優先株式	200,000,000株	第1回第三種優先株式	100,000,000株	第2回第三種優先株式	100,000,000株	第3回第三種優先株式	100,000,000株	第4回第三種優先株式	100,000,000株	第1回第四種優先株式	100,000,000株	第2回第四種優先株式	100,000,000株	第3回第四種優先株式	100,000,000株	第4回第四種優先株式	100,000,000株
普通株式	3,000,000,000株																										
第1回第二種優先株式	200,000,000株																										
第2回第二種優先株式	200,000,000株																										
第3回第二種優先株式	200,000,000株																										
第4回第二種優先株式	200,000,000株																										
第1回第三種優先株式	100,000,000株																										
第2回第三種優先株式	100,000,000株																										
第3回第三種優先株式	100,000,000株																										
第4回第三種優先株式	100,000,000株																										
第1回第四種優先株式	100,000,000株																										
第2回第四種優先株式	100,000,000株																										
第3回第四種優先株式	100,000,000株																										
第4回第四種優先株式	100,000,000株																										
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p>																										

変更前定款	変更後定款
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当会社は、第30条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、優先配当金の支払の直前事業年度中に第10条の2に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第二種優先株式</p> <p>1株につき年150円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第三種優先株式</p> <p>1株につき年100円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第四種優先株式</p> <p>1株につき年100円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p><u>(優先中間配当金)</u>  <u>第10条の2 当社は、第30条第2項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u>  <u>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</u>  <u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第10条の4 当社は、各種類の第二種優先株式および各種類の第三種優先株式については、その発行に際して取締役会の決議で定める日以降、当該決議で定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、その発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日に、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u>  <u>2. 前項に基づき一部取得をするときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u>  <u>第10条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは当該株主総会より、その旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u></p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p><u>第10条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>2. 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3. 当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第10条の7 各種類の第三種優先株式または各種類の第四種優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p><u>第10条の8 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第三種優先株式および各種類の第四種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</u></p> <p><u>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>	<p>(優先順位)</p> <p><u>第10条の9 各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第10条の10 第32条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>以上</p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

本件は原案のとおり高橋 温、幡部高昭、常陰 均、大塚明生、向原 潔、杉田光彦、安藤友章、草川修一、服部力也、筒井澄和、大久保哲夫及び佐谷戸淳一の12氏が再選され重任いたしました。

### 第4号議案 監査役2名選任の件

本件は原案のとおり新たに坪井達也及び星野敏雄の両氏が選任され就任いたしました。

以上

おって、同日開催の取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

専務執行役員 (取締役を兼務)	大塚 明生	執行役員	柴田 重政
専務執行役員 (取締役を兼務)	向原 潔	執行役員	今仲 政幸
専務執行役員 (取締役を兼務)	杉田 光彦	執行役員	北野 幸広
専務執行役員 (取締役を兼務)	安藤 友章	執行役員	森 伊吹
常務執行役員 (取締役を兼務)	草川 修一	執行役員	野原 幸二
常務執行役員 (取締役を兼務)	服部 力也	執行役員	稲垣 光司
常務執行役員	浅井 英彦	執行役員	根本誠一郎
常務執行役員	縄田 満児	執行役員	四十宮浩二
常務執行役員 (取締役を兼務)	筒井 澄和	執行役員	今井 孝至
常務執行役員 (取締役を兼務)	大久保哲夫	執行役員	田中 敬士
常務執行役員	鈴木 郁也	執行役員	阿賀 俊文
常務執行役員	穂積 孝一	執行役員	阿部 悟
常務執行役員 (取締役を兼務)	佐谷戸淳一	執行役員	佐々木 順
常務執行役員	八木 康行	執行役員	平木 秀樹



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。